

岩手県告示第 327 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成 20 年 4 月 9 日次のとおり国土調査として指定した。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字善蔵敷、長谷堂、富岡、中井沢、大船渡町字富沢の各一部、猪川町字長洞の全部
- 3 調査期間 平成 20 年 4 月 9 日から平成 21 年 3 月 31 日まで